

南丹市公営企業経営健全化計画

(下水道事業)

(平成19年度～平成23年度)

平成19年11月

上下水道部 下水道課

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道特別会計

事業名	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業（下水道事業）		
事業開始年月日	H2. 6. 7	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	南丹市	職員数* (H19. 4. 1現在)	10
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	547 (H18)	公営企業債現在高（百万円）	27,073
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	735
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.323 (H18)
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	17.0 (H19)
		経常収支比率*（%）	92.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：園部・八木・日吉・美山] 合併以前、9事業6特別会計により運営していたが、合併と同時に9事業を統合し1つの特別会計とし運営している。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	南丹市公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	南丹市長 佐々木 稔納
既存計画との関係	南丹市行政改革実施プラン(H19～H23)
公表の方法等	南丹市広報・HPへ掲載 平成19年12月議会特別委員会（産業建設常任委員会）へ提出予定。
基本方針	本市の公共下水道事業は、多額の建設費が必要となっており、その財源として地方債の借入れが資本費の増加となっている。また、施設の維持管理費や資本費を、使用料金のみでは、賄いきれない状況であるため、資産・経営状況・料金体系について検討し水道審議会に諮り使用料の料金改定や資産の運用を含め経営の安定を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	20	8	1	29
	補償金免除額	3	2	1	6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		36	15	51
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	54	22	0	75

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	19,852	7,834	1,420	29,106
				0	0
				0	0
					0
合 計 (A)		19,852	7,834	1,420	29,106
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		19,852	7,834	1,420	29,106

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債		35,596	14,481	50,077
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	35,596	14,481	50,077
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	35,596	14,481	50,077

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	51,824	20,478	0	72,301
					0
					0
					0
合 計 (A)		51,824	20,478	0	72,301
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		51,824	20,478	0	72,301

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>南丹市は、平成18年1月1日、旧園部・八木・日吉・美山の4町が合併した市であり、面積616.31Km²（京都府の13.4%）の府下では、京都市に次ぐ広大なまちである。下水道は、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道5処理区、農業集落排水施設19処理区と数多く点在し、施設の管路延長も長く維持管理費に多額の経費が必要となっている。また、下水道整備は計画に基づき継続的に実施していることから、総事業費に対する建設費の割合が高く、公債費は平成21年度にピークを迎える時期であり、地方債の償還は一般会計の繰入金に依存している。また、下水道使用料に対する指標である経費回収率は、29.3%であり、全国平均46.8%同規模市町村34.1%（17年度）と比べ低い状況である。</p>										
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 685 628 853">課題 ①</td> <td data-bbox="628 685 1477 853">有収水量の増加から料金収入の増 適正な施設維持管理費を賄うため、有収水量を増やし料金収入の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 853 628 1021">課題 ②</td> <td data-bbox="628 853 1477 1021">料金水準の適正化 合併協議により「5年以内に旧町の料金体系を統一」するとされているため、現在開催中の水道審議会の答申を受け、料金体系の適正化を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1021 628 1189">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1021 1477 1189"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1189 628 1357">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1189 1477 1357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1357 628 1536">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1357 1477 1536"></td> </tr> </table>	課題 ①	有収水量の増加から料金収入の増 適正な施設維持管理費を賄うため、有収水量を増やし料金収入の向上を図る。	課題 ②	料金水準の適正化 合併協議により「5年以内に旧町の料金体系を統一」するとされているため、現在開催中の水道審議会の答申を受け、料金体系の適正化を図る。	課題 ③		課題 ④		課題 ⑤	
課題 ①	有収水量の増加から料金収入の増 適正な施設維持管理費を賄うため、有収水量を増やし料金収入の向上を図る。										
課題 ②	料金水準の適正化 合併協議により「5年以内に旧町の料金体系を統一」するとされているため、現在開催中の水道審議会の答申を受け、料金体系の適正化を図る。										
課題 ③											
課題 ④											
課題 ⑤											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	1,004	1,067	1,134	1,204	1,246	1,227	1,269	1,203	1,190	1,184	
	(1) 営 業 収 益 (B)	289	354	413	446	499	507	529	543	560	574	
	ア 料 金 収 入	289	351	409	440	476	505	527	541	558	572	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	3	4	5	23	1	1	1	1	1	
	ウ そ の 他	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	
	(2) 営 業 外 収 益	715	713	721	758	747	720	740	660	630	610	
	ア 他 会 計 繰 入 金	629	614	585	606	716	680	710	640	610	590	
	イ そ の 他	86	99	136	152	31	40	30	20	20	20	
	2 総 費 用 (D)	933	1,020	1,076	1,177	1,214	1,209	1,257	1,199	1,185	1,183	
	(1) 営 業 費 用	333	419	464	564	607	624	675	645	659	683	
	ア 職 員 給 与 費	50	50	54	86	58	58	58	58	58	58	
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0						
	イ そ の 他	283	369	410	478	549	566	617	587	601	625	
(2) 営 業 外 費 用	600	601	612	613	607	585	582	554	526	500		
ア 支 払 利 息	600	601	612	613	607	585	582	554	526	500		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	71	47	58	27	32	18	12	4	5	1		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	4,609	3,854	3,289	2,728	2,354	2,139	1,767	1,548	1,503	1,418	
	(1) 地 方 債	1,960	1,560	1,335	943	682	720	698	451	401	285	
	(2) 他 会 計 補 助 金	553	723	653	682	1,013	931	900	900	880	870	
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1,626	1,099	858	480	430	229	127	75	75	50	
	(6) 工 事 負 担 金	392	354	329	260	122	58	30	15	7	3	
	(7) そ の 他	78	118	114	363	107	201	12	107	140	210	
	2 資 本 的 支 出 (G)	4,539	3,664	3,110	2,568	2,247	2,058	1,741	1,537	1,501	1,412	
	(1) 建 設 改 良 費	3,951	2,939	2,167	1,526	1,094	856	472	277	277	202	
	ウ ち 職 員 給 与 費	82	72	51	13	11	11	11	11	11	11	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	587	725	943	1,042	1,153	1,202	1,269	1,260	1,224	1,210	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	70	190	179	160	107	81	26	11	2	6		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率*	(%)	32.9	36.0	32.3	28.3	29.3	32.8	35.6	36.4	38.0	38.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	66.1	61.1	56.2	54.3	52.6	50.9	50.2	48.9	49.4	49.5	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	62.6	57.5	51.6	50.3	57.5	55.4	55.9	53.2	51.3	49.8
	うち基準内繰入金	(%)	28.8	35.2	30.3	25.3	21.8	28.7	27.6	26.2	25.3	24.2
	うち基準外繰入金	(%)	33.8	22.3	21.3	25.0	35.7	26.7	28.3	27.0	26.0	25.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	33.8	22.3	21.3	25.0	35.7	26.7	28.3	27.0	26.0	25.6
	資本的収入分	(%)	12.0	18.8	19.9	25.0	43.0	43.5	50.9	58.1	58.5	61.4
	うち基準内繰入金	(%)	7.6	10.6	13.0	12.9	15.7	21.0	27.3	31.1	31.4	32.9
	うち基準外繰入金	(%)	4.4	8.2	6.9	12.1	27.3	22.5	23.6	27.0	27.1	28.5
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 × 1 / 給水原価 × 2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定は合併協議により「5年以内は現行の料金体系とする」とされており、そのため平成23年度の料金改定に向け、現在水道審議会を開催しているが、料金体系は未決定であるため、従来の料金設定により策定を行う。料金収入の見込みについては、新たな供用開始区域の人口・有収水量の増減の見込みから推計する。
2 他会計繰入金の見込み	多額の建設費により、地方債の借入が資本費の増加原因となっているため、その財源として繰入金はもとより資本費平準化債等の借入を見込む。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特定環境保全公共下水道事業は平成19年、農業集落排水事業は平成20年において完成する。公共下水道事業については、八木地区市内中心部を残すのみとなり、大規模な投資は、見込んでいない。資産売却等については、売却可能資産がない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>南丹市下水道事業に従事する職員は、合併以前各旧町に配置されていたが、平成18年1月1日の合併を機に統一され現在の人員となっている。</p> <p>南丹市下水道事業に従事する職員は、合併以前各旧町に配置され平成14年度の下水道事業に携わる職員数は22名であったが、建設事業の完了とともに減少し平成17年には、13名となり合併と同時に現在の10名となった。</p> <p>平成18年4月1日の南丹市のラスパイレース指数は86.7で、京都府内の他市と比較しても最低で、全国的にも極めて低い給与水準である。</p> <p>平成19年1月1日に国家公務員と同様の給与構造改革を実施し給与の見直しを行った。地域手当の支給は無し。</p> <p>技能労務職員は無し。</p> <p>退職時特別昇給制度は無し。</p> <p>職員厚生については、京都府市町村職員厚生会に加入し、各福利厚生事業を実施している。市独自の職員互助会については、補助金は支出していない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>維持管理費について、通報システムの導入により施設管理委託料の縮減が見込まれる。しかしながら、今後は建設事業が完了することに伴い、新しく施設が増えることから動力費・材料費・薬品費等の維持管理費増える。委託業務の見直しや、一括発注などの手法等を検討し経費節減を図る。</p> <p>施設管理運営経費の削減を図るために、管理経費などから指定管理者制度の適用が見こめる施設について積極的な活用を検討する。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>課題② 現在開催している水道審議会において、適正な料金水準への統一のため審議中である。その答申を受け料金改定を行う。</p> <p>南丹市の下水道使用料単価は178円/㎡であり、原則として使用料で賄わなければならない汚水処理費は、地理的条件などから他会計繰入金が必要としているため、現在開催中の南丹市水道審議会の答申を受け適切な使用料金体系を設定する。 ・南丹市(一部人頭制)全域を水量制に統一する。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>事業の有効性や効率性を客観的に評価する事業評価制度の導入の検討。計画的な事業執行をするために市の財政状況をふまえ、計画を策定する。</p> <p>下水道事業の経営状況及び財政状況について、市民の方々に知っていただくため、広報紙等により公開し理解を求める。</p> <p>効率的な行政運営を行うため、実効ある行政評価の導入検討を行い、事業の見直しなどで経営健全化を図る。</p>
<p>5 その他</p>	<p>課題① 下水道整備完了箇所から早期供用開始することで、水洗化を促進させるとともに、有収水量の向上による料金収入の増大を図り、即効性はないが経営改善に結びつける。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	合併前に配置されていた職員13名を、平成18年1月の合併により、10名に削減し、人件費の削減に努めてきた。今後は、広大な地理的条件から増えていくと予想される維持管理費用を、外部委託の導入などを検討することで、経費の削減を図る。また下水道建設工事の減少していくことによる、適切な人員配置を、人件費削減の方向で検討していく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在開催中の、南丹市水道審議の答申を受け、適正な下水道使用料単価への改定を検討する。南丹市(一部人頭制)全域を水量制に統一し、料金の改定を検討する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	使用料とともに一般会計からの繰入金が管理運営のため大きな財源となっている。本来一般会計において負担すべき経費については長期的な観点から一般会計に対して適切な繰入を行うよう求めるとともに、その他の繰入については、解消はできないが一般会計の財政運営を圧迫しないよう適切な使用料水準を設定することにより下水道事業の健全化を図る。
4 その他	供用開始を早期に行うことで、水洗化を促進させ、有収水量を上げ使用料収入の増大を図る。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	25,663	27,191	28,283	29,727	29,768		31,474	31,303	31,132	30,962	30,793		
	A 増減	6,393	1,528	1,092	1,444	41		1,706	△171	△171	△170	△169		
	水洗便所設置済人口(人)	15,748	18,411	20,059	20,718	21,557		22,478	23,432	24,031	24,714	25,317		
	B 増減	3,922	2,663	1,648	659	839		921	954	599	683	603		
	C 増減	61.4	67.7	70.9	69.7	72.4		71.4	74.9	77.2	79.8	82.2		
	水洗化率(%)	61.4	67.7	70.9	69.7	72.4		71.4	74.9	77.2	79.8	82.2		
	有収水量(m)	1,561,983	2,019,015	2,314,696	2,533,070	2,677,973		2,761,387	2,883,328	2,961,030	3,050,136	3,128,481		
	D 増減	389,088	457,032	295,681	218,374	144,903		83,414	121,941	77,702	89,108	78,345		
	E 増減	185	174	176	174	178		183	183	183	183	183		
	② 使用料単価(円/m) (使用料収入/有収水量)	185	174	176	174	178		183	183	183	183	183		
F 増減	5	△11	2	△2	4		3	0	0	0	0			
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	97.2	97.2	97.2	97.2	97.2		97.5	97.5	97.5	97.5	97.5			
G 増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.3	0.0	0.0	0.0	0.0			
④ その他()	H 増減													
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	13,460	18,517	23,449	33,977	47,605		50,500	52,700	54,200	55,800	57,200		
	I 増減	3,873	5,057	4,932	10,528	13,628		2,895	2,200	1,500	1,600	1,400		
	職員数(人)	22	21	18	13	10		10	10	10	10	10		
	J 増減	0	△1	△3	△5	△3		0	0	0	0	0		
	管理運営費(千円)	1,520,331	1,767,834	2,007,608	2,214,580	2,367,724		2,482,000	2,550,000	2,539,000	2,493,000	2,470,000		
	K 増減	203,923	247,503	239,774	206,972	153,144		114,276	68,000	△11,000	△48,000	△23,000		
	⑥ その他()	M 増減												
	⑦ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	59.2	65	71	74.5	79.5		78.9	81.5	81.6	80.5	76.2		
	J 増減	△9.1	5.8	6.0	3.5	5.0		△0.6	2.6	0.1	△1.1	△4.3		
	⑧ 汚水処理原価(円/m) (汚水処理経費/有収水量)	562	484	545	615	607		558	514	503	482	473		
K 増減	△234	△78	61	70	△8		△49	△44	△11	△21	△9			
⑨ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	209	201	196	217	208		196	195	198	197	197			
L 増減	△54	△8	△5	21	△9		△12	△1	3	△1	0			
⑩ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	32.9	36.0	32.3	28.3	29.3		32.8	35.6	36.4	38.0	38.7			
I 増減	10.3	3.0	△3.7	△4.0	1.0		3.5	2.8	0.8	1.6	0.7			
⑪ 累積欠損金比率(%)														
J 増減														
⑫ 企業債現在高(百万円)	26,417	27,251	27,644	27,545	27,073		26,591	26,020	25,211	24,388	23,463			
K 増減	1,686	834	393	△93	△472		△482	△571	△608	△823	△825			
収入の確保	使用料収入	289	351	409	440	476		505	527	541	558	572		
	改善額	78	140	198	229	265	910	29	51	65	82	96	323	
	①有収水量の増加	78	140	198	229	265	910	29	51	65	82	96	323	
	②使用料の適正化													
	③収納率の向上													
④その他()														
経営の効率化	管理運営費	1,520	1,768	2,008	2,215	2,368		2,482	2,550	2,539	2,493	2,470		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	132	122	105	99	69		69	69	69	69	69		
	改善額	12	12	29	35	65	143	0	0	0	0	0	0	
	⑤職員給与費の適正化	2	12	29	35	65	143	0	0	0	0	0	0	
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	⑥その他()													
	うち職員給与費中の退職手当													
⑦その他()														
改善額														
計画前5年間改善額 合計							1053	改善額 合計					323	
								(参考) 補償金免除額					6	

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等